

## 江戸川区東京都主任介護支援専門員研修受講者推薦基準

### 1 目的

東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱(平成18年8月22日付18福保高介第373号、以下「都実施要綱」という。)3(4)イにおける「質の高いケアマネジメントを実施し、地域の介護支援専門員の研修、支援及び連携体制の構築業務を担い、地域全体のケアマネジメントの向上に資することが期待される者」を東京都(以下「都」という。)に推薦するための基準及び同要綱4(4)における推薦順位を決定するための基準について、以下のとおり定める。

### 2 推薦基準

下記の必須要件の全てに該当したうえで、総合的な活動状況等が推薦に該当すると江戸川区(以下「区」という。)が認めた者を都に推薦する。

#### (1) 必須要件

##### ア 事業所の要件(事業所の適格性の確認)

- ① 区等が実施する事業所に対する運営指導の結果に特段問題がなく、改善報告書を提出し指導に従っていること。
- ② 区が実施する集団指導に参加していること。

##### イ 受講を希望する介護支援専門員の要件

他道府県から登録移転(転入)をした者は、規定中の「都内」とあるのは「登録移転前道府県内」と読み替えるものとする。

- ① 地域包括支援センター又は関係機関と連携し、虐待など困難事例等のケアマネジメントを担当したことがある者。  
※居宅介護支援事業所以外の事業所に勤務している介護支援専門員については、勤務する事業所において指導的な立場(役職)にあり、地域で積極的に活動している者。
- ② 地域包括支援センターが主催する地域連携会議やサービス事業者情報交換会等に、積極的に参加している者。
- ③ 区がNPO法人江戸川区ケアマネジャー協会に委託している研修等のうち、ケアマネジメントの質の向上に資する研修に、積極的に出席している者。
- ④ 当該研修修了後、最低1年間は、引き続き区内で働く予定がある者。
- ⑤ 区内での実務経験が2年程度以上ある者。

### 3 選考(審査)

#### (1) 申し込み

受講希望者は、都が定める提出書類に加え、区が定める次の書類を、提出期限までに提出するものとする。

##### ア 受講生推薦依頼書及び同意書

イ 推薦依頼願（受講希望本人用）及び自己申告シート

ウ その他必要な書類

(2) 審査

区は、研修受講希望者の推薦を公平に実施するため、研修受講希望者が提出した書類等をもとに、都実施要綱及びこの基準の規定に基づき審査する。審査の過程で疑義が生じた場合、研修受講希望者へ追加資料の提出及び照会を求めるものとする。

(3) 審査基準

次に掲げる事項について、各々の状況を審査するものとする。

ア 事業所及び当該介護支援専門員が受託（担当）している、介護予防ケアマネジメント及び介護予防サービス計画の件数

イ 当該介護支援専門員と地域包括支援センターとの連携状況

ウ 当該介護支援専門員が担当している支援困難事例及び虐待事例の件数

エ 実際に担当しているケアプランの内容を点検した結果

オ 記述式問題に対する解答の結果

カ 事業所及び当該介護支援専門員が、運営指導において特段問題がなく、指導が終結しているか

キ 特定事業所集中減算の適用状況

ク 事業所及び当該介護支援専門員についての苦情等の内容

(4) 推薦の可否及び推薦順位の決定

区は審査の結果、都及び区の基準を満たしていると判断された者について、順位を付し都に推薦する。

4 研修修了後の協力

推薦を受けようとする者及び事業所は、区の推薦を受けて東京都主任介護支援専門員研修を修了し、名簿登録された場合は以下の協力を行うよう努めること。

(1) 区及び地域包括支援センターが行う事業に派遣依頼があった場合は、積極的に協力すること。

(2) 区及び地域包括支援センターからの支援困難事例及び虐待事例の受け入れに、積極的に取り組むこと。

(3) 地域貢献や他の事業所の介護支援専門員に対する指導及び助言等の役割を積極的に担うこと。

(4) 勤務先の変更及び退職時には、区の介護保険課まで、その旨を連絡すること。

5 情報の非開示

この基準による研修受講の被推薦者及び研修受講希望者に係る推薦の有無及び推薦順位に関する情報は、推薦に係る事務の執行のために都福祉保健局に提出する場合、その他区情報公開条例の規定により開示する場合を除き、開示しない。

## 6 その他

この基準に定めるもののほか、研修の推薦に関する事項、その他必要な事項については、別途介護保険課長が定める。

### 〔改正履歴〕

令和3年5月12日 改正

令和5年5月7日 改正